

大阪市における災害時に福祉避難所等として
障害児・者施設等を使用することに関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」(以下、「計画」という。)に基づき、大規模な地震などの災害により障害のある要援護者が避難を余儀なくされた場合に、大阪市(以下、「甲」という。)が、大阪市障害児・者施設連絡協議会(以下、「乙」という。)に対し、加盟している社会福祉法人等の運営する要援護者施設等を、計画に定める「福祉避難所」及び「緊急入所施設」として使用することの調整・協力を要請するにあたり必要な事項を定める。

2 計画に定める用語は、本覚書において次のとおりとする。

- (1) 要援護者 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人や、災害後の避難所や在宅における避難生活に配慮及び支援が必要な人のうち、身体障害 1・2 級、知的障害 A、精神障害 1 級、視覚障害・聴覚障害 3・4 級、音声・言語機能障害 3 級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害) 3 級の人、難病患者(人工呼吸器装着者等)若しくは同等の状態にあると認められる人
- (2) 要援護者施設 生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター(A型・B型、生活支援型)、身体障害児施設(入所・通所)、知的障害児施設(入所・通所)、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設(入所)、盲・ろうあ児施設、障害者スポーツセンター等
- (3) 福祉避難所 甲が指定する要援護者のために特別な配慮がなされた避難所《想定する施設：要援護者施設のうち、緊急入所施設以外の、福祉避難所としての基準を満たす施設》
- (4) 緊急入所施設 避難所や自宅で生活することができない要援護者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応する施設《想定する施設：障害者支援施設、障害児入所施設》

(福祉避難所等の指定)

第2条 甲は、区長が、要援護者施設を福祉避難所等として指定するにあたり、あらかじめ共通の指定条件等の基本事項を、乙と協議、調整を行い、別途、ガイドラインにより示す。

2 甲は、区長に対して、乙は、加盟する要援護者施設等に対して、それぞれ福祉避難所等の指定に係る調整、支援を行う。

(平常時の支援)

第3条 前条第2項に基づき指定を行った、福祉避難所は別表1に、緊急入所施設は別表2にそれぞれ掲げ、指定・廃止を行う度に別表の加除修正を行う。

2 甲及び乙は、常に別表に掲げている施設の把握に努め、必要に応じて区長並びに社会福祉法人等への調整、支援を行うとともに、甲乙間で協議、調整を行う。

(災害発生時の支援)

第4条 災害発生時は、甲は、被災地域における福祉避難所の受入状況の把握に努めるとともに、区内での対応が難しい場合における区本部長(区長)からの受入調整の要請に応じて、乙と協議し、区域(必要に応じて市域)を超えた調整を行う。

2 甲及び乙は、他の府県並びに市町村等から要援護者等の受入れの要請がなされた場合、直ちに緊急性、施設の状況等について協議し、乙に加盟する要援護者施設等が受入れるよう努める。

(物資の調達)

第5条 甲は、要援護者等が福祉避難所等において必要な物資の調達に努める。

2 乙は、甲の機能回復までの所要の時日(概ね72時間)に必要な、最低限の物資を確保するよう、加盟する要援護者施設等に対して要請を行う。また、甲は、要援護者施設等が確保すべき必要最低限の物資の目安を、乙と協議のうえ、別途、ガイドラインにより示す。

(介護支援者の確保)

第6条 甲は、乙と調整を図り、要援護者施設等が、本来業務を遂行しつつ、受入れを行った要援護者等を適切に介護・支援できるよう、看護師や介護福祉士等の専門職の資格を有する者を始めとした介護支援者の確保に努める。

2 介護支援者は、区社会福祉協議会等が運営する区災害ボランティア活動支援センターから、要援護者施設に派遣することを基本とする。また、甲は、要援護者施設が介護支援者を受入れ、活用するにあたっての必要な事項について、乙と協議のう

え、別途、ガイドラインにより示す。

(費用の負担)

第7条 甲は、福祉避難所として要援護者の受入れを行った要援護者施設に対し、当該受入期間内に要した経費の一部について、負担を行う。

2 甲は、福祉避難所の開設に係る費用負担の基本的方針について、乙と協議のうえ、あらかじめガイドラインにより示す。実際に要した経費の負担内容、請求金額、請求方法等の詳細については、甲と要援護者施設間で協議のうえ確定することとし、乙は必要に応じて要援護者施設等に対して支援を行う。

3 要援護者施設等が緊急入所の受入れを行った場合は、国通知等に基づき、措置費を適正に交付する。

(その他)

第8条 甲は、要援護者の受入れに際して必要となる個人情報提供並びに管理に係る必要な事項を、別途、ガイドラインにより示す。

2 甲は、前3条の他、各要援護者施設の受入れ可能人数の積算基準等について、区における災害発生時に想定される避難を要する要援護者数とあわせて、乙と協議のうえ、別途、ガイドラインにより示す。

(関係機関との連携)

第9条 甲及び乙は、この覚書を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

(有効期限)

第10条 この覚書の有効期限は、毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面にて異議の申し出がない場合は、甲乙ともに異議がないものとし、自動更新する。

(疑義の解決)

第11条 この覚書(本覚書に定める指針等を含む。本条において、以下同じ。)に定めのない事項及び本覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面により定める。

前記の覚書の成立を証するため、本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
大阪市長

乙 大阪市 区 町 番 号
大阪市障害児・者施設連絡協議会
会長

災害時要援護者支援プラン ガイドライン Ver.1 (項目)

「福祉避難所」と「緊急入所施設」について

「福祉避難所」と「緊急入所施設」の指定について

「福祉避難所」と「緊急入所施設」について（障害者）

	「福祉避難所」	「緊急入所施設」
想定される施設	<p>収容避難所の一部区画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校 等 <p>緊急入所施設以外の障害児・者施設、事業所のうち、福祉避難所としての基準()を満たす施設</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツセンター 等 <p>()福祉避難所としての基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設が耐震・耐火構造の建築物で、近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと ・施設がバリアフリー化されていること ・避難生活に必要なスペースが確保されていること ・浸水した場合であっても一定期間、要援護者の避難生活のための空間を確保できること 	<p>入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・障害児入所施設 <p><u>上記施設は、可能な限り緊急入所施設として協力すること</u></p>
対象者	<p>(共通条件)</p> <p>大阪市民</p> <p>一般の収容避難所での生活が困難な障害者</p> <p>< 大阪市災害時要援護者名簿登載者 ></p> <p>身体障害 1・2 級、知的障害 A、精神障害 1 級、視覚障害・聴覚障害 3・4 級、音声・言語機能障害 3 級</p> <p>肢体不自由（下肢・体幹機能障害 3 級）</p> <p>難病患者（人工呼吸器装着者等）</p> <p>名簿登載者以外でも個々の状態に応じて収容避難所では対応が難しいと判断される人は対象とする</p>	
	<p>収容避難所では対応が難しい日常生活上の常時介助が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉的ニーズがある ・介助機器の使用が必要 ・身体的事由により、長時間床面で起居することが困難 ・身体的又は精神的事由により、援助又は見守りが必要 ・他者との集団生活により、精神的に不安定な状態になると危惧される ・個室等収容避難所では用意できない住環境が必要 	<p>福祉避難所では対応が難しい常時、専門的介助・援助が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人もしくは介護者の心身の状況が危険な状態に陥る等の緊急性が認められる ・介護者の急激な状況変化（介護者の死亡・長期入院等）がある ・家族や地域住民の支援を受けても十分な介護を期待できない

	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的又は精神的負担の少ない環境と一般的な介助・援助があれば日常生活を維持できる 	
入所定員	<ul style="list-style-type: none"> 施設毎に受入れ可能数を算出 ・施設・事業所毎に共用スペース等の受入れ可能なスペースの面積から人数を算出 (1人あたり2～4㎡程度) 	<ul style="list-style-type: none"> 施設毎に受入れ可能数を算出 ・特例により、定員を超過して入所させることを可能とする ・施設毎に受入れ可能なスペース(共用スペース等を含む)を特定し、最大限の人数を算出
受入の判定	<ul style="list-style-type: none"> 区本部から収容避難所に派遣される職員が必要性を判定 ・原則として一旦、収容避難所に避難 ・避難所間の移送は、施設・事業所と区本部が連携して対応 	<ul style="list-style-type: none"> 区本部から収容避難所に派遣される職員が措置を決定 ・原則として一旦、収容避難所に避難 ・区本部は緊急入所の措置を決定したときは、大阪市(健康福祉局)へその旨報告 市域で調整する必要があるため、緊急入所施設への入所調整は大阪市(健康福祉局)で行う区と同一基準により緊急かつ、特例的に現場の施設長判断も可能(要、区本部との連携) ・緊急入所の移送は、施設と区本部が連携して対応
受入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> 区本部が定める避難所の開設期間による (通常の福祉サービスの提供を確保・再開するため、施設・事業所から優先して解除する) 	<ul style="list-style-type: none"> 入所期間は、2週間から1か月の範囲で、区本部が決定 (状況に応じて、短縮、延長をすることを妨げない)
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所にかかる費用は、一部大阪市が負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急入所措置は行政が負担
備蓄すべき物品	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の定員分を想定して3日分を備蓄 ・食糧、医薬品、寝具等 ・区本部立上げ後、大阪市内で確保 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急入所定員分を加算して3日分を備蓄 ・食糧、医薬品、寝具等 ・区本部立上げ後、大阪市内で確保
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業所においては、防災リーダーを指名し、施設・事業所と区本部間の連携を確保 ・施設・事業所においては、引続き福祉サービスの提供を確保できるよう、福祉避難所スペースを捻出 ・協力施設については公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災リーダーを指名し、施設と区本部間の連携を密にする ・既入所者の処遇については、居室の定員の臨時的な変更等を除き、引続き福祉サービスの提供を確保 ・協力施設については公表

「福祉避難所」と「緊急入所施設」の指定について

(1) 基本方針

- ・ 障害児・者施設のうち、入所施設については、施設の設置趣旨に鑑み、「緊急入所施設」として、最大限の協力を行う
- ・ それ以外の施設・事業所については、
 - * 「福祉避難所」として施設全体として協力を行う（福祉避難所としての基準を満たす施設）
 - * 避難所へ職員を派遣する等、人材の提供により協力を行う
 - * 本来の障害福祉サービスを提供することにより、要援護者の避難所や在宅での生活を支援することにより協力を行う

(2) 施設使用に係る基本覚書の締結

締結主体

- ・ 大阪市と大阪市障害児・者施設連絡協議会との間で締結

締結の趣旨

- ・ 障害児・者施設の、福祉避難所・緊急入所施設としての使用に係り、大阪市障害児・者施設連絡協議会に会員施設に対する全市的な調整・協力を依頼

覚書の主な項目

- ・ 福祉避難所・緊急入所施設の指定に係る指定条件などの事前調整並びに支援
- ・ 災害発生時における全市的な対応調整の協力
- ・ 物資及び外部からの介護支援者の確保と調整

覚書に基づくガイドラインの提示

- ・ 大阪市は、覚書に基づき、ガイドライン（本書）を策定する
- ・ 策定したガイドラインは、危機管理室及び各区役所と施設を運営する社会福法人等との間の協定書の締結に資するため、関係先に提示する

(3) 施設使用に係る協定書の締結

締結主体

- ・ 危機管理室及び各区役所と、区内にある福祉避難所・緊急入所施設として使用する施設を運営する社会福法人等との間で個別に締結
- ・ 協定書としては、施設の所在する区と締結という形となるが、大規模災害時においては、市内の他区との間でも同等の効力を有することとする

締結の趣旨

- ・ 障害児・者施設等を、福祉避難所・緊急入所施設として指定し、使用することに係る必要な事項を定める

協定書の主な項目

- ・ 福祉避難所・緊急入所施設の指定と、定員の設定

- ・ 災害時の要援護者の受入れと、区本部への状況報告
- ・ 要援護者の移送にかかる協力
- ・ 施設における 3 日分の物資の備蓄と、その後の区本部による調達
- ・ 外部からの介護支援者の確保と配置
- ・ 費用負担の方法
- ・ 防災リーダーの指名と関係機関との連携

協定書についての区毎の基本事項を定めた個別ガイドラインの策定

- ・ 各区は、大阪市の策定したガイドラインについて、区固有の事情に基づいた補足的に条項を定めた個別ガイドラインを策定できる
- ・ 策定した個別ガイドラインは、施設との間の協定書の締結に資するため、ガイドラインと共に、関係先に提示する

区における災害時に福祉避難所等として
障害児・者施設等を使用することに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」(以下、「計画」という。)に基づき、大規模な地震などの災害により障害のある要援護者が避難を余儀なくされた場合に、区(以下、「甲」という。)が、社会福祉法人(以下、「乙」という。)に対し、乙の運営する要援護者施設等を、計画に定める「福祉避難所」及び「緊急入所施設」として使用することの協力を要請するにあたり必要な事項を定める。

2 計画に定める用語は、本協定において次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 要援護者 | 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人や、災害後の避難所や在宅における避難生活に配慮及び支援が必要な人のうち、身体障害1・2級、知的障害A、精神障害1級、視覚障害・聴覚障害3・4級、音声・言語機能障害3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障害)3級の人、難病患者(人工呼吸器装着者等)若しくは同等の状態にあると認められる人 |
| (2) 要援護者施設 | 生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター(A型・B型、生活支援型)、身体障害児施設(入所・通所)、知的障害児施設(入所・通所)、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設(入所)、盲・ろうあ児施設、障害者スポーツセンター等 |
| (3) 福祉避難所 | 甲が指定する要援護者のために特別な配慮がなされた避難所 |
| (4) 緊急入所施設 | 避難所や自宅で生活することができない要援護者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応する施設 |

(施設の指定)

第2条 甲は、乙と調整のうえ、大阪市と大阪市障害児・者施設連絡協議会があらかじめ協議、調整を行っている共通の指定条件等の基本事項に基づき、被災した在宅の要援護者及び計画に基づき甲の指定する収容避難所に避難した要援護者等のために、次条に掲げるとおり乙の運営する要援護者施設を指定する。

2 甲は、大阪市に対して、乙は、大阪市障害児・者施設連絡協議会に対して、それぞれ福祉避難所等の指定に係る調整を行うことや支援を受けることができる。

(福祉避難所等)

第3条 甲は、乙の運営する次の施設を「福祉避難所」として指定する。

施設名

所在地 大阪市 区 1丁目2番3号

施設長

2 甲は、乙の運営する次の施設を「緊急入所施設」として指定する。

施設名

所在地 大阪市 区 1丁目2番3号

施設長

3 乙は、運営する各施設長を災害防災リーダーとして指名し、施設における災害時の指揮統括並びに地域の行政機関を始めとした関係機関との窓口役を務める。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

4 甲は、福祉避難所等としての指定・廃止した内容を、随時大阪市に対して報告を行うとともに、大阪市から福祉避難所等の指定に係る照会を受けた際は、速やかに報告する。

(福祉避難所等としての受入れ)

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所等への要援護者の受入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは「避難支援プラン(個別計画)」で行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(1) 当該要援護者等の氏名、住所、生年月日(年齢)、心身の状況(特記事項)

(2) 緊急時の家族等の連絡先(介助を行う家族と共に避難・入所しない場合)

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 使用する目的と期間

2 前項により通知する事項のうち、使用する期間については、被災の程度により更新することを妨げない。

3 情報の提供にあたっての詳細は、大阪市が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる要援護者の意思に最善の配慮を行うとともに、乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、大阪市個人情報保護条例(平成7年条例第11号)等の関係法令の規定を遵守する。

(要援護者の移送)

第5条 要援護者の移送については、計画の定めに応じて、甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第3項に定める乙の要援護者施設の災害防災リーダーは、要援護者の受入状況について、第4条に基づき受領した書面(「避難支援プラン(個別計画)」を含む)の謄写本に、受入日、施設名、防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りではない。

2 乙は、指定を受けた要援護者施設が被災等により使用できなくなった場合、若し

くは受入れ可能人数の上限に達した場合（施設の安全確保上、これ以上の受け入れができない場合を含む）は、甲に対して、速やかに報告を行う。

- 3 甲は、指定している福祉避難所等の受入状況を絶えず把握するとともに、その情報を大阪市に対して報告する。また、区内での対応が難しい場合は、大阪市に対して、区域（必要に応じて市域）を超えた受入調整を要請することができる。

（物資の調達）

第7条 甲は、大阪市を通じて、要援護者等が福祉避難所等において必要な物資の調達・確保に努める。

- 2 乙は、甲の機能回復までの所要の時日（概ね72時間）に必要な、最低限の物資を確保するよう努める。また、大阪市は、乙が要援護者施設毎に確保すべき必要最低限の物資の目安を、別途、ガイドライン等により示す。

（介護支援者の確保）

第8条 甲は、乙が、本来業務を遂行しつつ、受入れを行った要援護者等を適切に介護・支援できるよう看護師や介護福祉士等の専門職の資格を有する者を始めとした介護支援者の確保に努める。

- 2 介護支援者は、区社会福祉協議会等が運営する区災害ボランティア活動支援センターから、甲を通じて、乙に派遣することを基本とする。また、大阪市は、乙が介護支援者を受入れ、活用するにあたっての必要な事項について、別途、ガイドライン等により示す。
- 3 乙は、大阪市及び大阪市障害児・者施設連絡協議会を通じて、他の府県並びに市町村等から要援護者等の受入れの要請がなされた場合、受諾するよう努める。また、この場合の取扱いについては、大阪市民の要援護者を受入れる場合に準拠する。

（費用の負担）

第9条 甲は、福祉避難所として要援護者の受入れを行った乙に対し、当該受入期間内に要した経費の一部について、負担を行う。

- 2 大阪市は、福祉避難所の開設に係る費用負担の基本的方針について、あらかじめガイドラインにより示す。また、実際に要した経費の負担内容、請求金額、請求方法等の詳細については、乙は、甲との間で協議のうえ確定することとし、大阪市障害児・者施設連絡協議会は必要に応じて乙に対して支援を行う。
- 3 乙が、緊急入所の受入れを行った場合は、国通知等に基づき、措置費を適正に交付する。

（収容可能人員等）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所・緊急入所施設の別、受入れ可能員人数、受入れ人数に応じた保有資格別の介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議し、書面により確定する。

- 2 前項により確定した協議事項は、施設の状況の変化等に応じて、随時、変更の協議を行う。
- 3 大阪市は、各施設の受入れ可能人数の積算基準等について、区における災害発生

時に想定される避難を要する要援護者数とあわせて、別途、ガイドライン等により示す。

(関係機関との連携)

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面にて異議の申し出がない場合は、甲乙ともに異議がないものとし、自動更新する。

(疑義の解決)

第13条 この協定(本協定に定める指針等を含む。本条において、以下同じ。)に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、書面により定める。

前記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大阪市 区 1丁目1番1号
区長

乙 大阪市 区 1丁目2番3号
社会福祉法人
理事長

〔 施設名 〕防災マニュアル

1 目的

このマニュアルは、〔施設名〕において地震災害等の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、災害から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、〔施設名〕に勤務する職員及び居住又は出入りするすべての者(以下「利用者等」という。)に適用する。

3 施設管理者の責務

施設管理者(総括責任者)は、〔施設名〕における地震災害等による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、テレビやラジオのほか、パソコンや携帯端末からも情報を入手できるように準備し、大阪市危機管理室の「災害関連情報ホームページ」や大阪防災ネット(大阪市)のホームページ等の災害関連情報の登録を自ら実施するとともに、職員に対しても登録するよう勧奨する。

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮のもと利用者等の人命の確保のため、本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、地震災害から身を守るために避難誘導等に従うものとする。

6 各班の任務

(1) 各班の任務

ア 総括責任者

- ・避難の判断等防災対策にかかる指揮するほか、全体の総括管理を行う。

イ 情報収集・連絡班

- ・気象・災害の正確な情報(各地の被災状況、交通情報やライフラインの状況を含む)を収集し、総括責任者に伝達する。
- ・職員への連絡や職員・家族の安否確認を行う。
- ・関係機関との連絡調整を行う。
- ・地域住民・ボランティア団体・近隣の社会福祉施設等への救援の要請や活動内容について調整を行う。
- ・避難・被災状況を集約し、適宜、区役所・消防署等に連絡する。

ウ 救護班

- ・負傷者が出た場合には、負傷者への応急処置を行い、状況に応じて病院への移送など負傷者の救出にあたる。

エ 安全対策班

- ・火の元の確認及び初期消火にあたる。
- ・利用者の安全確認及び施設、設備の被害状況の確認を行う。
- ・利用者への状況説明及び利用者の避難誘導を行う。また、状況に応じて、利用者の家族への引き渡しなども考慮する。

(2) 職員の役割分担

【役割分担表については別紙1のとおり】

7 連絡体制

(1) 職員の防災連絡体制及び緊急連絡網

【職員防災連絡体制一覧及び緊急連絡網については別紙2のとおり】

(2) 関係先の緊急連絡先一覧

【防災関係機関等緊急連絡先一覧表については別紙3のとおり】

(3) 職員の参集

- ア 総括責任者は、参集基準に基づき職員を招集し、職員は総括責任者の指示に基づき行動する。
- イ 職員は、参集基準に基づき自主的に参集し、統括責任者の指示に基づき行動する。

【職員招集・参集基準については、別紙4のとおり】

(4) 施設利用者の情報

避難時に対応できるように利用者の情報を一覧表にして保管する。

【施設利用者情報一覧表については、別紙5のとおり】

8 避難等の判断

(1) 施設の休業判断

- ・通所施設（デイサービス）における休業判断
(例) 暴風雨警報等が発令された場合など
- ・休業判断時の利用者への連絡方法
(例) 利用者宅へ電話連絡、メール、掲示方法等

(2) 避難の判断

- ・市及び区の防災担当等から避難に関する情報を得た場合や施設や施設周辺において普段と異なる状態になった場合
 (例)地震(津波)の場合
- ・地震発生後は、ただちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難する。
- ・津波警報が発表された場合は、急いで高い場所(施設の3階以上)に避難する。

9 避難方法

(1) 避難手段

ア エレベータ

ストレッチャー 担架 車いす ベッドごと

イ 階段

徒歩(歩行可能者) 担架搬送 いす搬送 背負い搬送

ウ 施設外

徒歩(歩行可能者) 車いす 介護用自動車

避難手段については、利用者の心身状況に応じた対応を行う必要がある。

(2) 避難場所及び避難経路

ア 施設内

施設内に避難する場合の避難場所及び避難経路は、【別紙図1】のとおりとする。

イ 施設外

施設外に避難する場合の避難場所及び避難経路は、【別紙図2】のとおりとする。

(3) 避難場所での対応

病院及び他施設

利用者が体調を崩した場合には、協力病院や協力できる施設に連絡調整を行い、入院・入所の協力を依頼する。

【協力病院、協力施設の連絡先は、防災関係機関等緊急連絡先一覧表に記載】

10 事前準備・安全対策

(1) 食糧等備蓄品の準備

災害避難時において、救援物資が届くまでの間を施設内で対応できるよう、3日間程度の食糧品等を備蓄する。

【備蓄品リストについては、別紙6を参照して作成】

(2) 施設・設備の点検

施設、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、施設の安全対策チェックリストにより定期的に点検を行い、安全対策を図る。

【施設・設備の安全対策チェックリストについては別紙 7・8 のとおり】

(3) 施設周辺の点検

施設周辺の環境等について、災害時に影響を及ぼすおそれがないか施設周辺チェックリストにより定期的に点検を行い、安全対策を図る。

【施設周辺チェックについては別紙 9 のとおり】

1.1 地域等との連携及び協力体制

- ・災害時協定（仮称）に基づき、〔地域団体名〕等と協力し、災害時における施設入所者及び地域住民の避難等において協力を行う。
- ・災害時協定に（仮称）に基づき、〔施設名〕と災害時の対応について協力する。

1.2 防災教育及び訓練

(1) 防災教育

ア 施設管理者は、年 1 回以上防災教育を実施する。

(2) 防災訓練

ア 施設管理者は、年 2 回以上防災訓練を実施する。

イ 防災訓練については、年 1 回以上地震災害を想定した訓練を実施する。

ウ 防災訓練については、関係機関はもとより地域住民等にも協力及び参加も得るよう努める。

エ 訓練を行った実施内容は、記録・整理したうえで検証を行い、マニュアルに反映させる。

【訓練用災害時行動手順チェックシートについては、別紙 10 のとおり】

1.3 「福祉避難所」及び「緊急入所施設」としての運営

【福祉避難所・緊急入所施設 設置運営マニュアルを参照】